

改正後	現 行
<p><b>第1編</b> <b>(管理技術者)</b> <b>第1106条</b> 1～2 (省略) 3 管理技術者は、日本語に堪能であって、<u>特記仕様書で定める場合を除き、次の資格要件を満たさなければならない。</u> (1) 測量業務にあつては、測量士の資格を有する者とする。 (2) <u>調査業務のうちの解析等調査業務及び設計業務にあつては、技術士(業務に該当する実務経験と学歴により、これと同等の能力を有すると認められるものを含む。)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)、林業技士(森林土木部門の登録を受けたものに限る。))の資格を有する者とする。</u> 4～7 (省略)</p> <p><b>(照査技術者及び照査の実施)</b> <b>第1107条</b> 1 (省略) 2 <u>照査技術者の資格は、第1106条「管理技術者」第3項の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><b>(土地への立入り等)</b> <b>第1115条</b> 1～3 (省略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当っては、<u>必要に応じて身分証明願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</u> なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p><b>第1編</b> <b>(管理技術者)</b> <b>第1106条</b> 1～2 (省略) 3 管理技術者は、日本語に堪能であつて、次の資格要件を満たさなければならない。 (1) 測量業務にあつては、測量士の資格を有する者とする。 (2) 設計業務にあつては、技術士(業務に該当する実務経験と学歴により、これと同等の能力を有すると認められるものを含む。)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)、林業技士(森林土木部門の登録を受けたものに限る。))<u>又は特記仕様書で定める資格を有する者とする。</u> 4～7 (省略)</p> <p><b>(照査技術者及び照査の実施)</b> <b>第1107条</b> 1 (省略) 2 <u>照査技術者は、照査業務についての能力と経験を有する技術者でなければならない。</u></p> <p><b>(土地への立入り等)</b> <b>第1115条</b> 1～3 (省略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当っては、<u>あらかじめ身分証明願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</u> なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>